

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年10月5日
津山市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定をしたので、第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		津山市加茂町小淵、加茂町桑原	無	令和2年度～令和6年度	くわばら環境保全団体
		○		津山市高野本郷、野村、近長河面、加茂町齋野谷	無	令和2年度～令和6年度	環境保全型農業生産組合 中尾ライス
		○		津山市桑下、宮尾	無	令和2年度～令和6年度	倭文地区
		○		津山市東田辺、西田辺	無	令和2年度～令和6年度	田辺西地区ニューアグリ
		○		津山市新野東、西中、安井原、上野田	無	令和2年度～令和6年度	勝北町有機無農薬農産物生産研究会
		○		津山市日上、小桁	無	令和3年度～令和6年度	ひかみエコファーム